

貯水槽水道の適正な管理を

アパート・マンションなどの建物の多くは、いったん受水槽に水を貯めて給水しています。このように、受水槽を使用して給水する施設を貯水槽水道といいます。

貯水槽水道は、日頃から適正に管理をしなければ、重大な事故につながる可能性があります。

異常を発見したときは、速やかに改善してください。

簡易専用水道

受水槽の有効容量が10㎡を超える施設

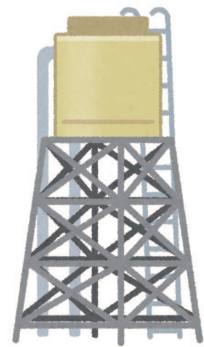
●設置者の責務

◇受水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと

◇受水槽やその周辺を定期的に点検し、受水槽に亀裂やマンホールの不備などがないか確認すること

◇厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による管理状況の検査（法定検査）を、毎年1回以上定期に受検すること

※水質検査機関が行う水質検査とは異なります。



小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10㎡以下の施設

●設置者の責務

設置者は、市水道事業給水条例により簡易専用水道に準じた管理をし、受水槽の毎年1回以上定期の清掃や給水栓の水質検査を行うなど、適正な管理に努めてください。

調査に協力を

市では簡易専用水道の施設を対象に法定検査の受検状況の調査を、小規模貯水槽水道の施設を対象に管理状況を調査しています。

それぞれ設置者または管理者に調査書を送付します。回答をお願いします。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

ホットな

消費者 ニュース

237号



外貨建て生命保険のトラブル

契約は慎重に、家族と相談しましょう

相談事例

以前から加入している保険会社の担当者が「良い商品がある」「お金を預け替えるだけだから」と新しい保険商品を勧めに来た。担当者の上司も同席し、複数の書類を見せながら説明されたが、内容はさっぱり理解できなかった。しかし、その担当者信頼していたので契約した。

ところが後日、為替変動に伴う経過報告の書類が届き、そこで初めてこの保険が外貨建てであること、短期で解約すると高額な手数料がかかることに気が付いた。この契約を取り消したい。

アドバイス

◆契約するときは、その内容をしっかりと確認しましょう。外貨建て生命保険は、生命保険会社だけでなく銀行などでも販売されています。相談者の中には、販売担当者が銀行員であることから「定期預金をしたつもりだった」

「元本保証と思っていた」という人もいます。

◆勧誘されてもその場で契約せず、渡された書類をよく読んで家族にも相談し、慎重に検討しましょう。消費者の希望と異なる勧誘が行われることや、為替リスクなどについて、消費者がよく理解しないまま契約する事例が多くあります。クーリング・オフをしても為替のリスクで損失が発生する場合もあります。

◆不安なときは消費生活センターに相談してください。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時 ☎188(局番なし)

●問い合わせ先 生活安全課

☎(580)1897